

新型コロナウイルス
4回目(追加)接種
についての接種費用 **無料**

お知らせ

国では、オミクロン株の感染が収束しない中で、今後の再拡大も念頭におきつつ、3回目接種後の有効性の持続期間や、現時点までに得られている4回目接種の有効性・安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目接種について接種開始に向けた準備を進めるよう通知がされました。これを受け河内町では、国において追加接種(4回目)の実施決定した際、速やかに対象者の方に接種券が発行できるよう準備を進めます。※今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直します。

4回目接種対象者

① 60歳以上の方

3回目接種から5か月を経過した時期に順次接種券を送付しますのでお待ちください。

② 18歳から59歳以下の基礎疾患を有する方

その他 重症化リスクが高いと医師が認める方

18歳から59歳以下の基礎疾患等を有する方等については、事前に相談できる医療機関がある場合は、医師にご相談ください。

事前に相談できる医療機関がない場合は、接種当日の予診時に、医師にご相談ください。

接種券発行を希望される方については、**事前に受付が必要**となりますので、下記のワクチンコールセンターまでお申込みください。

河内町ワクチンコールセンター **0297-84-5121**

月～金曜日(祝日は除く)午前9:00～午後5:00

基礎疾患を有する範囲

(1) 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし鉄欠乏症貧血を除く)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)

11. 染色体異常

12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)

13. 睡眠時無呼吸症候群

14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2) 基準BMI 30以上を満たす方

*BMI 30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cm体重約77kg

必ず裏面もお読みください

接種券の発送時期

60歳以上の方は、3回目接種から5か月を経過する時期に順次発送させていただきます。

18歳から59歳以下の基礎疾患を有する方については、**接種券発行を申請**された方が3回目接種から5か月以上を経過する時期に発送させていただきます。

努力義務の適応について

60歳以上の方は、努力義務の規定の適用とされており、18歳から59歳以下の基礎疾患を有する方については、現時点では、努力義務の規定を適応せず、今後の科学的知見を踏まえて、国が引き続き検討することとなっております。

「努力義務」とは、感染症の発生やまん延を予防するために「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定です。いわゆる「努力義務」と呼ばれていますが義務とは異なります。接種は強制ではなく、最終的には、あくまでもご本人がご理解した上で接種をしていただきます。

～ 新型コロナワクチン予防接種に関するお問い合わせについて ～

●接種に関すること：河内町新型コロナワクチンコールセンター

0297-84-5121（平日 9時～17時）

●ワクチンに関すること：厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

0120-761770（土日祝日も実施 9時～21時）

●副反応に関すること：茨城県新型コロナワクチンコールセンター（副反応相談窓口）

029-301-5394（土日祝日も実施 8時30分～22時）